**【４月５日～４月２４日分】**

様式２

**※複数の店舗を申請する場合は、店舗数分必要です。**

**紙申請用**

**第４期 大阪府営業時間短縮協力金〔大阪市内〕支給要件確認書**

下記に記載した事項については事実と相違ありません。

**１．対象施設（店舗）の情報**（□は該当するものにチェックを入れてください。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 店舗名称（店舗名又は屋号） | フリガナ |  |
| ※店舗名はできるだけ詳しく書いてください。　例：大阪食堂　大手前店 |
| 対象店舗所在地 | 〒　　　　－ |
| 大阪府　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（店舗の直通電話番号：　　　　　　　　　　）　　　　　　 |
| ホームページ等の情報 |  **□** 情報あり（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） ※ＨＰのＵＲＬやグルメサイト、ＳＮＳなど、店舗の実在を表す、インターネット上の情報についてご記入ください。 　　 　　　　　　　　　　　　　　 **□** 情報なし　※情報なしの場合は、「店舗の内観写真」と「店舗所在地が記載されている光熱水費の検針票・請求書・領収書のいずれかの写し」等を提出してください。（詳しくは募集要項の15ページを確認してください。）なお、第１期・第２期・第３期の協力金を申請している場合は、内観写真等の提出は不要です。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 開店日 | **□** 令和３年４月５日までに営業を開始した。　　　　　　　　**□** 令和３年４月５日までに営業を開始しなかった。⇒　開店日　令和３年　月　　日　 |
| 閉　　　店　　日 | **□** 令和３年４月２３日までに閉店※しなかった。　　　**□** 令和３年４月２３日までに閉店※した。⇒　閉店日　令和３年　月　　日　※「閉店」とは、翌日から営業実態がなくなることをいいます。 |
| 申請者と対象店舗の関係 | **□** | 申請者は対象店舗を代表する運営者であり、管理運営の権限を有している。 |
| （管理運営権限を有していない方は、対象外となります。） |
| 通常の営業時間 | **□** | 通常の営業時間に、午後８時から翌午前５時までの時間が含まれている。 |
| （通常の営業時間が、午前５時から午後８時までの時間内に収まっている場合は、対象外となります。） |
| 業態 | 次ページの【対象施設(店舗)一覧表】から、該当するものの番号をご記入ください。 |
| ＜番号＞ | **「３」・「17」については、具体的な業態をご記入ください。** |
|  |  |

**２．要請を遵守した内容**（□は該当するものにチェックを入れてください。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 感染拡大予防ガイドライン及び要請を遵守した期間 | **□**  | 令和３年４月５日から令和３年**４月２４日**まで |
| **□** | 令和３年４月５日から閉店日まで |
| **□****□** | 開店日から令和３年**４月２４日**まで　　　　　　　 |
| 営業時間短縮(休業)の要請の遵守 |   | 上記の全ての期間、営業時間短縮(午前５時から午後８時まで）・休業を行った。(※)※ 全ての期間「休業」、全ての期間「時短」、全ての期間「休業又は時短」をいいます。 |
| 酒類の提供 | **□**  | ①酒類の提供を行っていなかった。 |
| **□** | ②酒類の提供を行っていたが、提供は午前11時から午後７時までとしていた。 |

**３．大阪府「感染防止宣言ステッカー」の導入に関する情報**

**※　営業時間短縮協力金（第１期～第３期）のいずれかを受給又は申請中の方は記入不要です。**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 登録ナンバー | 対象店舗に掲示しているステッカーのナンバー（６ケタ）をご記入ください。 |  |  |  |  |  |  |
| ステッカー導入時期 | **□**  | ①ステッカー導入期限（令和３年４月５日又は開店日※）までに導入できた。 |
| **□** | ②ステッカー導入期限（令和３年４月５日又は開店日※）までに導入できなかった。 |
| やむを得ない理由※ステッカー導入時期で②を選んだ方は必須 | ②「ステッカー導入期限（令和３年４月５日又は開店日※）までに導入できなかった。」を選んだ場合、申請には「やむを得ない理由」が必要です。下記の①～⑤のいずれかから選択してください。「やむを得ない理由」がない場合は申請できません。 |
| **□**  | ①パソコン、スマートフォンなどＩＴ環境がなく登録に時間を要したため。 |
| **□**  | ②感染拡大予防ガイドラインを守っていたので、ステッカーの導入は必要ないと思っていたため。 |
| **□** | ③ステッカーを登録するだけでよく、掲示が必要だと認識していなかったため。 |
| **□** | ④発行済みのステッカーを再発行できず、新規で登録しなおしたため（当初登録時の電話番号を忘れた方等）。 |
| **□** | ⑤その他　※（　）内に理由を記載してください。（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

**【対象施設（店舗）一覧表】**

|  |  |
| --- | --- |
| 　 | 対象施設（店舗） |
| １ | 飲食店、喫茶店※食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店※宅配・テイクアウトサービスは除く | 飲食店（レストラン、居酒屋、料理店等） |
| ２ | 喫茶店（カラオケ喫茶含む） |
| ３ | １～２以外のその他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設 |
| ４ | 遊興施設のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店※ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請対象外 | キャバレー |
| ５ | ナイトクラブ |
| ６ | ダンスホール |
| ７ | スナック |
| ８ | バー |
| ９ | ダーツバー |
| 10 | パブ |
| 11 | サロン |
| 12 | ホストクラブ |
| 13 | ディスコ |
| 14 | 出会い系喫茶 |
| 15 | カラオケボックス |
| 16 | ライブハウス |
| 17 | ４～１6以外のその他遊興施設 |